

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（平成 29 年 11 月 24 日）

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項に基づき、下記のとおり設立の認証を取消しました。

不利益処分の内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

不利益処分の理由となる事実

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を 3 年以上にわたって提出しておらず、法第 42 条の規定に基づく改善命令に違反し、事業報告書等の提出を怠ったため。

不利益処分の対象となる特定非営利活動法人

- 1 名称 特定非営利活動法人みやぎ高齢者支援センター
事務所所在地 仙台市青葉区落合一丁目 17 番 1 号
設立認証日 平成 15 年 7 月 24 日
- 2 名称 特定非営利活動法人バスケットボール振興法人 DOOR
事務所所在地 仙台市泉区七北田字大沢明通 21 番地の 1 セトルタウンⅢ番館 201
設立認証日 平成 24 年 3 月 30 日